

平成 24 年 3 月 8 日

インベントリ適合証交付要領

1. 背景

2009 年 5 月、船舶のリサイクルにおける労働災害や環境汚染を最小限にすることを目的として「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」（仮訳）（以下「条約」という。）が採択された。

条約では、国際総トン数 500 トン以上の船舶（船舶の寿命の間、その旗国の水域のみを航行する船舶を除く。）を対象に、船舶に含有される有害物質の量や所在を記述した条約附属書第 5 規則に基づく有害物質一覧表第 I 部（Inventory of Hazardous Materials。以下「インベントリ」という。）を作成・維持し、解撤時に船舶リサイクル施設に引き渡すこととされている。

については、条約発効に向けた環境整備の一環として、MEPC 197(62)「GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS（以下「有害物質インベントリ作成ガイドライン」という。）」に基づき適切に作成されたインベントリについて、船舶所有者からの申請に基づきインベントリ適合証を交付することとする。

2. 対象船舶

国際総トン数 500 トン以上の日本船舶であって、有害物質インベントリ作成ガイドラインに基づき作成されたインベントリを有するものを対象とする。

3. インベントリ適合確認申請

申請者（船舶所有者を原則とする。）は「インベントリ適合確認申請書【別紙 1】」に必要事項を記入し、原則として次に掲げる書類を添付した上で国土交通省海事局検査測度課長（以下「検査測度課長」という。）にインベントリ適合確認申請を行う。なお、代理申請の場合は、委任状を添えて申請を行うこと。

- 1) 当該船舶のインベントリ（関連資料を含む。）
- 2) インベントリ作成方法に関する書類
- 3) その他検査測度課長が必要とする書類

4. 書類審査

検査測度課長は、提出された書類を審査し、提出されたインベントリが有害物質インベントリ作成ガイドラインに基づき適切に作成されていることを確認する。

5. インベントリ適合証の交付

審査の結果、有害物質インベントリ作成ガイドラインに基づき適切に作成されていると判断されるときは、検査測度課長は「インベントリ適合証【別紙 2】」を交付する。

6. 実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

インベントリ適合確認申請書

年 月 日

海事局 検査測度課長 あて

申請者の氏名又は
名称及び住所 印

以下の船舶のインベントリについて、有害物質インベントリ作成ガイドライン（MEPC 197(62)「GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS」）4.1 / 4.2 に適合していることの確認を受けたいので、申請します。

1. 船舶の要目

船名	
船舶番号又は信号符字	
船籍港	
国際総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
国際海事機関船舶所有者識別番号	
国際海事機関会社識別番号	
建造日	

2. インベントリの作成方式

ガイドライン 4.1 に定める方式 / ガイドライン 4.2 に定める方式

3. インベントリ作成者の氏名又は名称及び住所（連絡先）

4. インベントリ作成日 年 月 日

インベントリ適合証
Statement of Fact

日 本
JAPAN

船舶所有者 XXXX から申請のあった、以下の船舶のインベントリ第 I 部について、有害物質インベントリ作成ガイドライン (MEPC 197(62) 「GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS」) 4.1 / 4.2 に基づき作成されていることを証する。

THIS IS TO CERTIFY that the Japanese Government did, at the request of XXXX shipping Co., ltd. examine of "INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS Part I" of the following vessel:

船舶の詳細

Particulars of the Ship

船名

Name of Ship :

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters :

船籍港

Port of Registry :

国際総トン数

Gross tonnage :

国際海事機関船舶識別番号

IMO number :

船舶所有者の氏名又は名称及び住所

Name and address of shipowner :

国際海事機関船舶所有者識別番号

IMO registered owner identification number :

国際海事機関会社識別番号

IMO company identification number :

建造日

Date of Construction :

in accordance with paragraph 4.1 / 4.2 of IMO resolution MEPC 197(62) "GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS", and found satisfactory.

Signed _____

(Name)

Director

Inspection and Measurement Division

Maritime Bureau

Ministry of Land, Infrastructure and Transport

20____年____月____日 発給した。

Dated this____(day)____day of____(month)____ 20____.

注1) 本適合証は、○年○月○日時点の船舶の状態に基づいております。

Note 1) This STATEMENT OF FACT is based on the condition of the ship concerned as of (day) of (month) (Year).

注2) 有害物質一覧表に関する国際証書の交付のための初回検査は、船上目視確認及びインベントリが船舶の状態を反映していることを確認するとともに、本適合証を踏まえて行われます。

Note 2) The Initial Survey for INTERNATIONAL CERTIFICATE OF INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS will be carried out taking into account this STATEMENT OF FACT with an on-board visual inspection and a verification of changes on the ship's condition.